

キューバの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

キューバ共和国(スペイン語では「República de Cuba」、英語では「Republic of Cuba」)。以下「キューバ」という)は、カリブ海の大アンティル諸島における約 1,500 の島々から構成される社会主義共和制国家であり、米国のフロリダ半島の南、メキシコのユカタン半島の東に位置する。キューバの南には英領ケイマン諸島及びジャマイカ、東にはイスパニョーラ島(ハイチ及びドミニカ共和国)がある。

首都はハバナ、公用語はスペイン語、通貨はペソである²。キューバの面積は約 11 万平方キロメートルであり、日本の本州の半分程度の大きさである。約 1,150 万人いるキューバ国民の構成は、ヨーロッパ系が約 25%、ムラート(白人と黒人の混血)が約 50%、アフリカ系が約 25%となっている³。宗教については、国民の約 55%が無宗教であるが、信仰者の中では、キリスト教徒が圧倒的多数を占めている(カトリック、サンテリア(カトリックとアフリカ伝統信仰が融合したもの)、プロテスタント等)。

1492 年、コロンブスが、キューバ島を「発見」した。その後、1511 年に、同島はスペイン植民地となった。1868 年から 1878 年までの第一次独立戦争により、キューバに大幅な自治権が付与され、1886 年には奴隷解放令が出された。1895 年には第二次独立戦争が勃発した。1898 年に米西戦争の結果、キューバは、米国の軍政下に置かれた⁴。1902 年にキューバ共和国として独立を果たしたが、その後のキューバには、約 400 年に及んだスペインによる支配に代わり、米国による強い支配が及ぼされた⁵。1952 年にバティスタ独裁政権が

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)。BLJ 法律事務所 (<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 国内取引用の「キューバ・ペソ」(CUP)と、外国人用の「兌換ペソ」(CUC)の 2 種類がある。1 兌換ペソは、24 キューバ・ペソに相当する。

³ 渡邊優著『知られざるキューバ』(ベル出版、2018 年) 11 頁。

⁴ 米国による支配の副産物として、キューバに野球が普及した。ラテンアメリカ諸国では、一般的に、最も人気のあるスポーツはサッカーであるが、米国から野球が伝わったキューバでは、最も人気のあるスポーツは野球である。キューバからは現在まで数多くの野球選手が輩出し、米国の大リーグや日本等で活躍している(例えば、ユリエスキ・グリエル、アロルディス・チャップマン、元西武のオレステス・デストラード等)。

⁵ いわゆる「プラット修正」に基づき、1903 年から、米国は、キューバ東南部のグアタナモ湾一帯を永久租借し、米軍基地を置いている。グアタナモ米軍基地には、2002 年以降、米国の対テロ戦争でアフガニスタンやイラクで拘束した者を収容するグアタナモ湾収容キャンプが設定されている。キューバ政府は、グアタナモ租借地の返還を要求して

発足したが、フィデル・カストロ、チェ・ゲバラ⁶らによるキューバ革命により、1961年に中南米諸国で初めて社会主義国家が成立した。1960年にキューバ政府が米国資本の石油関連企業等を接収・国有化したことを受けて、1961年には米国とキューバの国交が断絶された。また、米国が支援する部隊がキューバ侵攻を図ったが、革命軍に撃退された。このような状況の下、1962年には、米国のジョン・F・ケネディ政権は、キューバに対する経済封鎖を行った。また、ソ連からキューバへのミサイル持込をきっかけとして、あわや核戦争が起こりかねない状況となった（「キューバ危機」）が、ソ連が妥協してミサイル基地の撤去に同意したため、核戦争の危機は回避された。ソ連を含む東欧の社会主義諸国との友好関係を最重要視していたキューバは、1972年に経済相互援助会議（COMECON）に加盟し、1976年には社会主義憲法を制定し、フィデル・カストロが国家評議会議長・閣僚評議会議長に就任した。しかし、ベルリンの壁の崩壊（1989年）、ソ連の崩壊（1991年）等の国際情勢の激変の下、ソ連から石油を輸入することができなくなり、キューバ経済は大打撃を被った。キューバ政府は、土地の私的所有や国営企業の民営化を部分的に認めること等により、何とか共産党一党支配体制を維持し続けた⁷。

1996年に、米国は、キューバに経済制裁を科する「ヘルムズ・バートン法」（正式名称は「キューバ自由及び民主的連帯法」）を成立させた⁸。その後、2009年に成立した米国オバマ政権は、対キューバ制裁を緩和する措置（キューバへの渡航制限及び送金規制の緩和）を実施した。2015年には米国とキューバの首脳会談が行われ、国交が回復される等、両国関係は改善に向かっていたが、2017年に発足した米国トランプ政権は、対キューバ新政策（キューバ軍との取引の禁止、米国からキューバへの観光旅行の禁止等）を発表した。また、「ヘルムズ・バートン法」第3章によると、1959年1月以降にキューバ政府に接収された米国企業等の資産（接収当時の価値が5万ドル以上のもの）を、故意かつ意図的に利用して取引（trafficking）を行う全ての者（外国企業も含む）は、当該米国企業等に対し、損害賠償責任を負わなければならないこととされていた。従来、同法第3章の適用は、歴代大統領により6か月ごとに延期されていたが、米国トランプ政権は、2019年5月2日から同法第3章を適用し、提訴を認めることを発表した。その結果、既にいくつもの損害賠償請求訴訟が、米国裁判所に提起されている⁹。

いる。

⁶ 1966年、チェ・ゲバラは、ボリビアに潜入してゲリラ戦を行ったが、1967年にボリビア政府軍に捕らえられ、戦死した。

⁷ 本稿におけるキューバの歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』（二宮書店、2019年）413～414頁、②渡邊優著『知られざるキューバ』（ベル出版、2018年）12～13頁等を参照した。

⁸ 「ヘルムズ・バートン法」に対しては、「国際法上許容されない国内法の域外適用である」、「WTO協定に違反する」等の批判も多い。

⁹ 損害賠償請求訴訟の被告とされた企業としては、例えば、カーニバル・クルーズ・ライン（米国）、アメリカン航空（米国）、キューバ石油公社（キューバ）、メリア・ホテルズ・インターナショナル（スペイン）、トリバゴ（ドイツ）等がある。

キューバは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。キューバとベネズエラが主導して結成された「米州ボリバル代替統合構想」は、反米・左派の中南米諸国による政治・経済協力の国際組織であったが、2009年には「米州ボリバル同盟」（ALBA）という国際組織となった¹⁰。現在のキューバは、ベネズエラ、ボリビア、ブラジル等の中南米諸国との関係を重視する外交政策を採っているが、最近では、カナダ、中国、ロシア等との関係も緊密になっている。

キューバ経済は、ほぼ全てが国有化されている。最近では、観光業、医療サービス業、砂糖・葉たばこ・コーヒー豆等の農業、水産業、ニッケル等の鉱業が盛んであり、海底油田の採掘も進められている¹¹。米国等における海外移住者からの送金も多い。

約400年にわたりスペインの支配を受けたキューバにおいては、スペインの諸法典が適用された（例えば、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等）。そして、スペインの諸法典は、フランスのナポレオン法典の影響を強く受けたものであった。キューバの法制度には、（先例拘束性の原理ではなく、）成文法の伝統が根付いており、成文法が法体系の中心に置かれている。法源としては、憲法、条約、法律、政令、規則等がある。旧ソ連の法制度の影響を強く受けたキューバの法制度は、いわゆる「社会主義法系」に属するものといえるが、2019年憲法改正後は、多くの法令の改正が行われることと思われる。

II 憲法

1 総説

キューバは、1976年に、ソ連の1936年スターリン憲法を範とする憲法を制定した。この1976年憲法に対しては、1978年、1992年、2002年に一部改正が行われた¹²。

キューバの現行の憲法は、2019年に全面的に改正されたものである。憲法改正の国民投票は2019年2月24日に実施され、賛成が約87%と圧倒的多数を占めた。2019年4月10日に公布・施行された現行のキューバ憲法は、全229か条からなる（特別規定、経過規定及び最終規定を除く）。キューバ憲法の主な体系は、表1のとおりである¹³。

¹⁰ 2009年にクーデターが起こったホンジュラスは、2010年にALBAから脱退した。また、親米路線に転換を果たしたエクアドルも、2018年にALBAから脱退した。

¹¹ キューバにとって、輸出が多いのは、ニッケル等の鉱物、化学工業品、砂糖、煙草等であり、主な輸出相手国は、ベネズエラ、カナダ、中国、スペイン、オランダ等である。輸入が多いのは、燃料と関連品、機械類と輸送機械、食料品と動物等であり、主な輸入相手国は、中国、ベネズエラ、スペイン、ブラジル、メキシコ等である（前掲『データブックオブ・ザ・ワールド 2019年版』414頁）。

¹² 1976年に制定され、1978年、1992年、2002年に改正が行われたキューバ憲法の日本語訳としては、吉田稔著「キューバ共和国憲法一解説と全訳一」（『比較法学 第47巻第1号』（早稲田大学比較法研究所、2013年）所収）231～266頁がある。

¹³ キューバの2019年憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Cuba_2019.pdf

表 1 : キューバ憲法の主な体系 (特別規定、経過規定及び最終規定を除く)

前文		
第 1 編 政治的基礎	第 1 章 国の基本原則	
	第 2 章 国際関係	
第 2 編 経済的基礎		
第 3 編 教育的、科学的及び文化的政策の原則		
第 4 編 市民権		
第 5 編 権利、義務及び保障	第 1 章 一般規定	
	第 2 章 権利	
	第 3 章 家族	
	第 4 章 義務	
	第 5 章 外国人の権利及び義務	
	第 6 章 権利の保障	
第 6 編 国の構造	第 1 章 国家機関の機能的及び組織的原則	
	第 2 章 人民権力全国議会及び国家評議会	第 1 節 人民権力全国議会、第 2 節 人民権力全国議会の代表及び委員会、第 3 節 国家評議会
	第 3 章 共和国の大統領及び副大統領	
	第 4 章 共和国の政府	第 1 節 閣僚評議会、第 2 節 首相、第 3 節 閣僚評議会の構成員、第 4 節 国家の中央政府
	第 5 章 司法裁判所	
	第 6 章 共和国の法務長官	
	第 7 章 共和国の会計検査院長	
	第 8 章 調整的規定	第 1 節 立法提案、第 2 節 成立、公布及び施行
第 7 編 国の地方機関		
第 8 編 人民権力地方機関	第 1 章 人民権力県政府	第 1 節 一般規定、第 2 節 知事及び副知事、第 3 節

		県議会
	第 2 章 人民権力市町村政府	第 1 節 人民権力市町村議会、第 2 節 人民権力市町村議会の議員、第 3 節 人民権力市町村議会の委員会、第 4 節 人民評議会、第 5 節 請願権の保障及び地方の住民参加、第 6 節 市町村政府
第 9 編 選挙制度	第 1 章 一般規定	
	第 2 章 国家選挙評議会	
第 10 編 防衛及び安全保障	第 1 章 一般規定	
	第 2 章 国家防衛評議会	
	第 3 章 国の軍隊	
	第 4 章 緊急事態及び災害	

キューバ憲法は、日本国憲法と比べて、条文数が多いだけでなく、内容的にもかなり特異な規定を数多く含んでいる。例えば、以下の規定がある（人権に関する特徴的な規定については、後述する）。

- ①キューバは、社会主義国家である（1条）。
- ②祖国を防衛することは、全てのキューバ人の最大の荣誉であり崇高な義務である。反逆は、最も重い犯罪であり、最も厳しい制裁の対象となる（4条）。
- ③キューバ共産党は、国家の最高指導機関である（5条）。
- ④キューバは、基本的生産手段の全人民所有制に基づく社会的経済的システム及び経済の計画的指導により統治される（18条）。
- ⑤土地、鉱物資源、森林、河川、浜辺、通信手段等は、社会主義的財産である（23条）。
- ⑥外国投資を、国の経済発展の重要な要素として利用を促進し保障する（28条）。

2 統治機構

(1) 立法府

国の最高権力機関と位置付けられる人民権力全国議会は、一院制の立法府である。人民権力全国議会の機能としては、①憲法改正に同意すること、②憲法及び法律の解釈を示すこと、③法律の採択、修正、適用制限を行うこと、④法律や政令等の憲法適合性を保障すること等が挙げられる。人民権力全国議会の議員は、自由・平等・直接・秘密の選挙により選出され、任期は5年である。人民権力全国議会は、その議員の中から、大統領、副大統領、国家評議会の構成員を選出する。また、大統領の推薦に基づき、首相、副首相及び

その他の閣僚を指名する。さらに、人民最高裁判所の所長、法務長官及び会計検査院の院長を選出する。

国家評議会は、人民権力全国議会に報告等を行う合議体である。大統領、副大統領、人民権力全国議会の書記長は、他の構成員とともに、国家評議会を構成する。閣僚評議会の構成員は、国家評議会の構成員を兼任することができない。国家評議会の機能としては、①憲法及び法律の執行を保障すること、②有効な法律の解釈を示すこと、③法執行にあたり政令を發布すること等が挙げられる。

(2) 行政府

2019年憲法は、大統領及び首相を新設した。

キューバの国家元首は、大統領である。大統領は、人民権力全国議会の議員の中から選出される。大統領の任期は5年であり、1回だけ再選が許される。大統領になろうとする者の年齢は、35歳以上、60歳以下でなければならない。大統領の機能としては、①国家を代表し、一般的政策を指揮すること、②外交及び防衛を指揮すること、③人民権力全国議会を通過した法律に署名し、公布すること等が挙げられる。

閣僚評議会は、内閣に相当する合議体の行政機関である。閣僚評議会は、首相、副首相、閣僚、書記、その他の者により構成される。閣僚評議会は、その活動についての報告書を、人民権力全国議会に対し定期的に提出しなければならない。

首相は、キューバ政府の長である。首相は、大統領が人民権力全国議会に推薦し、指名される。首相の任期は5年である。首相は、人民権力全国議会及び大統領に対し責任を負う。

(3) 司法府

キューバの司法府の最高機関は、人民最高裁判所である。人民最高裁判所は、首都ハバナに所在する。裁判所は、キューバの国家機関の一部を構成し、他の国家機関からの独立性が認められている。治安判事及び裁判員は、人民権力全国議会により選任される。裁判員は、司法手続において、職業裁判官と同等の権利義務を有する。裁判の公開は、一部の例外を除き、保障されている。人民最高裁判所は、その活動についての報告書を、人民権力全国議会に対し提出しなければならない。

3 人権

キューバ憲法の「第5編 権利、義務及び保障」(40~100条)には、詳細な人権カタログが規定されている。

キューバ憲法の中で人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①2019年憲法では、キューバ人か外国人か、自然人か法人かを問わず、財産の私有が認め

られるようになった（22条1項d）。但し、個人向けのリース、小作、担保付き融資は禁止されている（29条）。

②情報アクセス権について明文で規定されている（53条、97条）。

③知的財産権について明文で規定されている（62条）。

④児童労働は禁止されている（66条）。

⑤労働者の労働時間、休憩・休日、社会保障、安全衛生等について明文で規定されている（67～70条）。

⑥人民の健康及び公衆衛生等について明文で規定されている（71～78条）。

⑦2019年憲法は、配偶者が異性であることという婚姻の要件を削除し、同姓婚を容認した（82条）。中南米諸国では、既に、メキシコ、コロンビア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイで同姓婚が認められているが、キューバがこれらの国に続いた。

⑧家族について詳細に規定されている（81～89条）。

⑨祖国防衛義務、徴兵制が規定されている（90条a及びf）。

⑩刑事手続に関する人権の保障は、比較的簡潔な規定となっている（95条）。以前には、無罪推定原則についての規定すら無かった。

⑪ヘイビアス・コーパスについて規定されている（96条）

Ⅲ 民法

キューバ民法典は、自然人、法人、不動産、債務、契約、国際私法及び相続等の内容を含む主要な法律である。

現在施行されている民法典は、1987年7月16日に人民権力全国議会で採択され、1988年4月12日に施行されたものである。ちなみに、現行民法典が施行されるまでのキューバにおいては、スペイン民法典が若干の修正を受けつつも施行されていた。

現行民法典は、全4部、全547条で構成されている。現行民法典の主な体系は、「第1部 法律関係」、「第2部 財産権」、「第3部 債務及び契約に関する権利」、「第4部 相続に関する法」となっている。家族法については、民法典とは別の法律が存在する。

なお、キューバでは、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（CISG）が、1995年12月1日から発効している。

Ⅳ 商法

外国企業がキューバにおいてビジネスを行う主な形態には、以下のものがある。即ち、①支店又は代理店の設置、②内資と外資による合弁企業の設立、③外資100%出資の企業の設立、④国際事業提携契約等である¹⁴。

¹⁴ 木島彩著「キューバにおけるビジネス形態・外国投資の留意点」（『商事法務ポータル』）

上記①の「支店又は代理店の設置」については、キューバで新たな法人を設立するものではないが、直接の輸出入を行うことができないというデメリットがある。支店を開設するためには、原則として、本社設立後 5 年以上が経過していること、本社の払込済み資本金額が 5 万ドル以上であること、過去 3 年間のキューバとの取引実績が年間 50 万ドル以上であることが必要である。

上記②の「内資と外資による合弁企業の設立」及び上記③の「外資 100%出資の企業の設立」は、2014 年外国投資法に基づき、キューバ国内に法人を設立するものである。一般的には、上記②の「内資と外資による合弁企業の設立」の方が、よく利用される。2014 年外国投資法により、外資マイノリティの合弁企業の設立を 45 日以内に許可する権限が、関連部門に付与された¹⁵。なお、マリエル特別開発区への直接投資に対しては、優遇措置が定められている。

上記④の「国際事業提携契約」も、2014 年外国投資法に基づくものであるが、キューバ国内に法人を設立することなく、国際事業提携契約を締結して、ホテル運営、製造委託、建設等の事業を、業務提携又は業務委託の形で行うものである。

外国企業によるキューバ投資は、自由に認められるものではなく、キューバ政府当局による投資案件リストに従って申請し、許可を得る必要がある点に留意が必要である¹⁶。

V 民事訴訟法

キューバの民事訴訟における 3 名の合議体は、2 名の職業裁判官及び 1 名の裁判員により構成される。

職業裁判官の任期は、無期限である。職業裁判官になろうとする者は、司法省の実施する司法試験に合格しなければならないほか、一定期間の実務経験（人民最高裁判所の場合は 10 年以上、州裁判所の場合は 5 年以上、市町村裁判所の場合は 2 年以上）も必要である。共産党員であることは、裁判官になる要件とはされていない。

裁判員は、それぞれ本来の職業を有するが、5 年の裁判員任期の期間中、1 年あたり 30 日以内の間だけ裁判員として訴訟に参加する者である。裁判員は、さまざまな人種、性別、学歴の者から選出される。

なお、キューバでは、米国におけるような陪審制度は採用されていない。

また、キューバでは、弁護士は、「Bufetes Colectivos」という合同法律事務所に所属して法律業務を行っている。独立して自己の法律事務所を設立して法律業務を行うことは認められていない。

所収、2017 年)

¹⁵ 『キューバ共和国 運輸交通セクター情報収集・確認調査報告書』（JICA、2016 年）6-3 頁。

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12266037_01.pdf

¹⁶ 木島・前掲書。

VI 刑事法

キューバの刑法典によると、制裁には、主制裁（死刑、自由剥奪、自由制限、罰金、戒告）及び付加制裁（公的権利の剥奪、親権・後見権の剥奪・停止、職業禁止、運転免許停止、滞在禁止、追放、没収、財産没収、犯罪防止機関による監視、外国人の国外追放）がある。そして、犯罪者に科される刑罰（制裁）とは別に、犯罪者の個人的傾向等に基づき保安処分が科されることがある。犯罪予防のために科される保安処分には、①治療処分、②教育のための処分、③犯罪防止機関による監視がある¹⁷。

キューバにおける多くの刑事事件は、日数罰金制により処理されている。1日あたりの罰金額の範囲は50セントから20ドルであり、裁判所は、被告人の逮捕・勾留日数、収入、生活コスト等を考慮して決定する。罰金の分割払いも可能である。

キューバの刑事手続は、糾問主義的な傾向がある。

VII 参考資料

以上、キューバ法の概要を簡単に紹介してきたが、キューバ法については、日本語又は英語の文献・論文等が、ある程度存在するものの、過去のキューバ法の歴史や変遷について説明するものが多く、現行のキューバ法の内容等を解説するものは少ない。

米国オバマ政権の際にはキューバに対する経済制裁が緩和され、キューバへの投資・貿易が注目されたが、トランプ政権がキューバに対し経済制裁を再び強化するようになってからは、日本企業のキューバへの投資・貿易の熱気は一気に冷めてしまった。前述したとおり、「ヘルムズ・バートン法」第3章に基づき、米国で損害賠償請求訴訟を提起されかねない現状の下では、日本企業のキューバ・ビジネスはリスクが大きいと言わざるを得ない。

しかし、将来、キューバと米国の関係改善が進む等の状況の変化があれば、また以前と同様に、キューバの重要性及び発展可能性が注目を集める時が来ると思われる。その意味で、今後も、キューバの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.12』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第32回 キューバ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁷ 森下忠著「キューバの新刑法」（『判例時報 No.1246』（判例時報社、1987年）所収）34～35頁。